

令和6年2月5日

お客さま 各位

中能登町生活環境課

上下水道料金(1月使用分)の特別減免について

この度、令和6年能登半島地震で被災された町民の皆さま、企業の皆さまにつきましては、お見舞い申し上げます。

上下水道料金については、能登半島地震に伴うお客さまの負担を軽減するため、以下の対応となります。

【対象者】 全ての使用者(個人、事業者全ての方が対象)

【対象月】 令和6年2月請求分(1月使用分)

【減免内容】

- ① 上下水道料金の基本料金(メーター使用料を含む)を減免
- ② 超過料金は、令和5年12月使用分と令和6年1月使用分を比較し、少ない月の料金を請求

※2か月の水量が基本料金(10m³以下)の場合、料金はかかりません。

なお、特別減免についての手続きは不要です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



今一度ご家庭で漏水していないか確認を！
全ての蛇口を閉めても、パイロットが回っている場合は、建物内や敷地内で漏水しています。すぐに止水栓を止めて、中能登町指定工事店に修理の依頼をしてください。

中能登町生活環境課 上下水道係
TEL:0767-72-3925(直通)